

2佐々町監査委員公表第6号

財政援助団体等監査の結果について

令和2年12月1日、2日に実施した財政援助団体等監査について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を行った結果を別紙のとおり公表します。

令和2年12月4日

佐々町監査委員 野口 末裕

佐々町監査委員 平田 康範

監査結果報告

- 1 監査の種別 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 令和元年度に交付された補助金について
①新構造改善加速化支援事業費補助金
②多面的機能支払交付金
③各種選手派遣事業
- 3 監査の期間 令和2年12月1日(火曜日)、2日(水曜日)

4 監査の範囲及び方法

令和元年度に交付された補助金について、出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて、担当課より提出資料や各種補助金に関する文書等の提示をうけ、監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1)補助金等の交付目的、根拠(規則、要綱等)
- (2)補助金等交付の事務処理状況(額の算定、交付方法、時期、手続き等)
- (3)補助金交付団体に対する指導管理
- (4)補助効果の検証状況

6 監査の結果

書類審査を実施し、証拠書類等を確認した結果、適正に処理をされていると認めた。

7 指摘事項(多面的機能支払交付金)

繰越金は、次年度補助金交付までの事業費として10%以内であれば、暫定的な費用として認められているが、一部の活動組織において多額の繰越金が発生しているのが見受けられるので、代表者、会計担当者に対し、指導を行うこと。

8 検討事項等

①新構造改善加速化支援事業費補助金

「佐々町新構造改善加速化支援事業費補助金交付要綱」の別表にある、補助率等のなかに「国・県の基準による町は補助対象事業費の1/5以内」とある。令和元年度の補助金交付額の積算根拠となる県が定めた基礎事業費と町の補助金交付額の基礎となる金額が異なるので、今後は同額となるよう見直しを行うこと。

②多面的機能支払交付金

新年度の事業に取り組むにあたり、全活動組織の代表者、会計担当者向けの説明会等を開催すること。会計処理の徹底、活動状況などの意見交換を行い、組織の充実を図ること。(交付金決算前の2月までに開催)

③各種選手派遣事業

「佐々町教育委員会関係補助金等交付要綱」の第8条に「補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接必要な経費」とある。補助金交付額の積算根拠については、中学校の積算により、基本的には県以上の中学体育・文化連盟が主催する大会を対象とされている。補助対象経費等、統一された見解がなされていないように見受けられるため、内規等の作成について検討を必要とする。